

## 国家工商行政管理総局「会社登録資本登記管理規定」を改正

トランザクションバンキング部

国家工商行政管理総局は、「会社登録資本登記管理規定」（国家工商行政管理総局令第64号 2014年2月20日公布。以下「新規定」）を改正公布し、3月1日より施行を開始しています。

### 1.背景

新規定は同じく3月1日より改正施行された「会社法」<sup>1</sup>に合わせ、2006年から施行されている従来規定<sup>2</sup>を改正したものです。

### 2.主要なポイント

#### (1)資本金払込に関する「会社法」の改正内容を反映

##### ①登録資本を「払込実額登記制」から「払込引受額登記制」に変更

- ▶有限責任会社が登記する資本金額が、株主が実際に払い込んだ金額を登記する方法（払込実額登記制）から、原則として株主が払込を引き受けた金額を登記する方法（払込引受額登記制）に変更されました。
- ▶ただし、全ての会社が「払込引受額登記制」に移行するわけではなく、株式有限会社のうち募集設立方式で設立するものや、別途法律・法規・国務院決定の規定が存在する場合には、従来どおりの「払込実額登記制」が適用されます。具体的には、以下の【図表2】に記載する金融業関連等の一部企業については今後も「払込実額登記制」を適用することが別途定められて<sup>3</sup>います。
- ▶「払込引受額登記制」を採用する会社に対する「验资証明（資本金払込検査証明）」関連規定が削除されました。各政府部門の現行手続で验资証明の提出を必要とするものも、今後は順次修正されていくものと思われます。

#### 【図表1】会社形態、設立方式ごとに適用する登録資本登記制度

会社形態、設立方式	適用される登録資本登記制度
有限責任会社（別途規定がある場合を除く）	払込引受額登記制
株式有限会社（発起設立方式により設立）	払込引受額登記制
株式有限会社（募集設立方式により設立）	払込実額登記制
別途、法律・法規・国務院決定により払込実額登記制を用いることが規定されている場合	払込実額登記制

#### 【図表2】国務院決定により今後も登録資本「払込実額登記制」が適用される企業種類

- ▶募集方式によって設立された株式有限会社
- ▶商業銀行、外資銀行、金融資産管理会社、信託会社、財務公司、金融リース会社、自動車金融会社、消費者金融会社、マネーブローカー会社、村鎮銀行、ローン会社、農村信用合作聯社、農村資金互助社、証券会社、先物会社、ファンド管理会社、保険会社、保険專業代理機構、保険ブローカー、外資保険会社、直販企業、対外勞務合作企業、融資性保証会社、勞務派遣企業、質屋、保険資産管理会社、小口ローン会社

<sup>1</sup> 詳細は当行発行の実務・制度ニュースレター第84期をご参照ください。

<sup>2</sup> （旧）会社登録資本登記管理規定（国家工商行政管理総局令第22号 2005年12月27日公布）

<sup>3</sup> 登録資本登記制度改革方案（国務院 国発〔2014〕7号 2014年2月9日公布）。詳細は当行発行の実務・制度ニュースレター第91期をご参照ください。

②最低資本金の制限を撤廃

▶従来規定にあった最低資本金（有限責任会社:3 万元、一人有限責任会社:10 万元、株式有限会社:500 万元）の規定が廃止されました。

③初回出資比率制限、貨幣出資額比率制限、資本金払込期限の制限を撤廃

▶初回出資比率制限（有限責任会社および発起設立された株式有限会社の場合 20%）、貨幣による出資額比率制限（最低 30%）、資本金払込期限（2 年。投資会社の場合 5 年）等の条項が廃止されました。

【図表 3】 会社登録資本登記管理規定 新旧規定の主要項目比較

項目	旧規定 国家工商行政管理総局令第 22 号 2005 年 12 月 27 日公布	新規定 国家工商行政管理総局令第 64 号 2014 年 2 月 20 日公布
最低資本金	有限責任会社登録資本の最低限度額は 3 万元、一人有限責任会社の最低限度額は 10 万元、株式有限会社の最低限度額は 500 万元とする。法律、行政法規により有限責任会社、株式有限会社の最低限度額により高い金額規定がある場合、その規定に従う（第十条）	会社登録資本金額、株主あるいは発起人の出資時期と出資方式は法律、行政法規の関連規定に合致しなければならない。（第四条）
資本金払込時期	有限責任会社の全体株式の初回出資額は会社の登録資本の 20%を下回ってはならず、法定の登録資本最低金額を下回ってもならず、残額部分は株主により会社設立の日から起算して 2 年以内に払い込みを完了しなければならない。うち、投資会社は 5 年以内に払い込みを完了すればよい。（第十一条）	（同上）
貨幣出資額比率	会社全体の株主あるいは発起人の貨幣出資金額は会社登録資本の 30%を下回ってはならない。募集設立した株式有限会社の発起人が購入を引き受けた株式は会社株式総数の 35%を下回ってはならない。ただし、法律、行政法規に別途規定があるものはその規定に従う。（第十条）	（同上）
验资	会社設立時の株主あるいは発起人の初回出資や会社が登録資本および実収資本を変更する際は、法に基づき設立された验资（資本金払込検査）機構で验资を行い验资証明を提出しなければならない。（第六条）  ※その他、验资報告の記載内容についての規定等あり（第十三条、第十九条）	会社の登録資本は会社定款により規定され、登記機関は会社定款の規定に基づいて登記を行う。募集方式で設立される株式有限会社の登録資本は验资機構の验资を経なければならない。会社の登録資本が変化する場合、会社定款を修正し、会社登記機関で法に従って変更登記を行わなければならない。（第九条）
実収資本	会社の実収資本は全体株主あるいは発起人が実際に交付し併せて会社登記機関で法に基づいて登記した出資額あるいは株式総額とする。	（削除）

- 尚、外資企業に対して上記の驗資報告の提出、初回出資比率制限、資本金払込期限等を規定していた「外資企業法実施細則」の該当部分も國務院規定<sup>4</sup>により2014年3月1日から削除されています。

## (2)持分出資登記管理の従来規定<sup>5</sup>を廃止し、新規定に組み込み

- 持分出資登記管理の従来規定が廃止され、新規定（第6条）に組み込まれました。
- 従来規定には非貨幣財産の出資上限を登録資本の70%とする規定や驗資手続を必須とする規定が存在しましたが、今回はこれらの部分が削除されました。
- また、これまで「持分会社の登録資本金が全額払込済でない場合はその持分を出資に用いてはならない」という規定がありましたが、その部分も今回は削除されています。

## (3)債権の資本化（デット・エクイティ・スワップ）登記管理の従来規定<sup>6</sup>を廃止し、新規定に組み込み

- デット・エクイティ・スワップ登記管理の従来規定が廃止され、新規定（第7条）に組み込まれました。
- 従来規定には非貨幣財産の出資上限を登録資本の70%とする規定や驗資手続を必須とする規定が存在しましたが、今回はこれらの部分が削除されました。

## 3.影響

- 本件は会社法の改定を反映したものであり、今後の工商手続はこの新規定に従って取り扱われることとなります。
- 但し、登録資本登記制度は政府関連部門が多く、関連する範囲も広いため、行政実務面で新規定に基づく取り扱いが定着するには一定の時間を要するものと思われます。今後は外商投資企業の持分出資についての非貨幣資産出資上限や驗資手続の規定<sup>7</sup>、また外商投資性会社の資本金払込時期の規定<sup>8</sup>といった現行規定がどのように見直されるかが注目されます。

---

<sup>4</sup> 國務院の一部行政法規の廃止と変更に関する規定（國務院令第648号 2014年2月20日公布）

<sup>5</sup> 持分出資登記管理弁法（国家工商行政管理總局第39号 2009年1月14日公布）

<sup>6</sup> 会社債権の持分轉換登記管理弁法（国家工商行政管理總局第57号 2011年11月22日公布）

<sup>7</sup> 外商投資企業に係る持分出資に関する暫定規定（商務部令2012年第8号 2012年9月21日公布）

<sup>8</sup> 外商投資による投資性会社の設立に関する補充規定（商務部令2006年第3号 2006年5月26日公布）

以下は、中国語原文と日本語対訳です。

中国語原文	日本語対訳
<p style="text-align: center;"><b>公司注册資本登記管理規定</b> <b>(2014年2月20日国家工商行政管理总局令</b> <b>第64号公布)</b></p> <p>第一条 为规范公司注册資本登記管理,根据《中华人民共和国公司法》(以下简称《公司法》)、《中华人民共和国公司登記管理条例》(以下简称《公司登記管理条例》)等有关規定,制定本規定。</p> <p>第二条 有限责任公司的注册資本为在公司登記机关依法登記的全体股東認繳的出資額。股份有限公司采取發起設立方式設立的,注册資本为在公司登記机关依法登記的全体發起人認購的股本總額。股份有限公司采取募集設立方式設立的,注册資本为在公司登記机关依法登記的實收股本總額。法律、行政法規以及國務院決定規定公司注册資本實行實繳的,注册資本为股東或者發起人實繳的出資額或者實收股本總額。</p> <p>第三条 公司登記机关依据法律、行政法規和国家有关規定登記公司的注册資本,对符合規定的,予以登記;对不符合規定的,不予登記。</p> <p>第四条 公司注册資本數額、股東或者發起人的出資時間及出資方式应当符合法律、行政法規的有关規定。</p> <p>第五条 股東或者發起人可以用貨幣出資,也可以用實物、知識產權、土地使用權等可以用貨幣估價并可以依法轉讓的非貨幣財產作價出資。股東或者發起人不得以勞務、信用、自然人姓名、商譽、特許經營權或者設定擔保的財產等作價出資。</p>	<p style="text-align: center;"><b>会社登録資本登記管理規定</b> <b>(2014年2月20日 国家工商行政管理総局令第64号公布)</b></p> <p>第一条 会社の登録資本登記管理を規範化するため、「中華人民共和國会社法(以下『会社法』)」「中華人民共和國会社登記管理条例(以下『会社登記管理条例』)等の関連規定に基づき、本規定を制定する。</p> <p>第二条 有限責任会社の登録資本は会社登記機關において法に従って登記した全体株主の払込を引き受けた出資額とする。株式有限会社が發起設立方式で設立する場合、登録資本は会社登記機關において法に従って登記した全体發起人が購入を引き受けた株式総額とする。株式有限会社を募集設立方式で設立する場合、登録資本は会社登記機關において法に従って登記した払込株式総額とする。法律、行政法規および國務院決定により会社の登録資本の払込実額登記を實行する旨を規定する場合、登録資本は株主或いは發起人の實際の払込出資額或いは払込株式総額とする。</p> <p>第三条 会社登記機關は法律、行政法規と国家関連規定に従って会社の登録資本を登記し、規定に合致するものは登記を行ってよい。規定に合致しないものは登記を行わない。</p> <p>第四条 会社登録資本金額、株主あるいは發起人の出資時期と出資方式は法律、行政法規の関連規定に合致しなければならない。</p> <p>第五条 株主あるいは發起人は貨幣を用いて出資してもよく、現物、知的所有權、土地使用權など貨幣による資産評価が可能でかつ法に従って讓渡可能な非貨幣資産の評価額を用いて出資してもよい。株主或いは發起人は勞務、信用、自然人の姓名、のれん、フランチャイズ權或いは担保を設定した財産などを用いて出資することはできない。</p>

第六条 股东或者发起人可以以其持有的在中国境内设立的公司（以下称股权所在公司）股权出资。

以股权出资的，该股权应当权属清楚、权能完整、依法可以转让。

具有下列情形的股权不得用作出资：

- （一）已被设立质权；
- （二）股权所在公司章程约定不得转让；
- （三）法律、行政法规或者国务院决定规定，股权所在公司股东转让股权应当报经批准而未经批准；
- （四）法律、行政法规或者国务院决定规定不得转让的其他情形。

第七条 债权人可以将其依法享有的对在中国境内设立的公司的债权，转为公司股权。

转为公司股权的债权应当符合下列情形之一：

- （一）债权人已经履行债权所对应的合同义务，且不违反法律、行政法规、国务院决定或者公司章程的禁止性规定；
- （二）经人民法院生效裁判或者仲裁机构裁决确认；
- （三）公司破产重整或者和解期间，列入经人民法院批准的重整计划或者裁定认可的和解协议。

用以转为公司股权的债权有两个以上债权人的，债权人对债权应当已经作出分割。

债权转为公司股权的，公司应当增加注册资本。

第八条 股东或者发起人应当以自己的名义出资。

第九条 公司的注册资本由公司章程规定，登记机关按照公司章程规定予以登记。

以募集方式设立的股份有限公司的注册资本应当经验资机构验资。

第六条 株主或いは発起人はその所有する中国域内で設立された会社（以下「持分所在会社」という）の持分で出資してよい。

持分出資する際、当該持分は権利関係が明確で、権利が完全で、法に従って譲渡可能でなければならない。

以下の状況にあたる持分は出資に用いてはならない。

- （一）質権が設定されたもの、
- （二）持分所在会社の定款で譲渡不可である旨が定められているもの、
- （三）法律、行政法規或いは国務院の決定規定により、持分所在会社が株主を譲渡する際に批准を受けることが必要で、かつ批准を得ていないもの、
- （四）法律、行政法規或いは国務院の決定により譲渡不可であることが規定されているその他の状況。

第七条 債権者は法に従って享有する中国域内に設立された会社の債権を会社の持分に転換してよい。

会社持分に転換する債権は以下の状況の一つに合致しなければならない。

- （一）債権者が既に債権に対応する契約義務を履行し、且つ法律、行政法規、国務院決定あるいは会社定款で定めた禁止事項に違反していない、
- （二）人民法院の効力が生じる裁判あるいは仲裁機構の裁決確認を経ている、
- （三）会社が破産再建あるいは和解期間にあり、人民法院の批准を経た再建計画あるいは裁定により認められた和解協議に入っている。

会社の持分に転換する債権が2社以上の債権者によるものである場合、債権者は債権分割を済ませておかねばならない。

債権を会社持分に転換する場合、会社は登録資本を増加させなければならない。

第八条 株主或いは発起人は自己の名義を用いて出資しなければならない。

第九条 会社の登録資本は会社定款により規定され、登記機関は会社定款の規定に基づいて登記を行う。

募集方式で設立される株式有限会社の登録資本は验资（資本金払込検査）機構の验资を経なければならない。

公司注册资本发生变化,应当修改公司章程并向公司登记机关依法申请办理变更登记。

第十条 公司增加注册资本的,有限责任公司股东认缴新增资本的出资和股份有限公司的股东认购新股,应当分别依照《公司法》设立有限责任公司和股份有限公司缴纳出资和缴纳股款的有关规定执行。股份有限公司以公开发行新股方式或者上市公司以非公开发行新股方式增加注册资本的,还应当提交国务院证券监督管理机构的核准文件。

第十一条 公司减少注册资本,应当符合《公司法》规定的程序。  
法律、行政法规以及国务院决定规定公司注册资本有最低限额的,减少后的注册资本应当不少于最低限额。

第十二条 有限责任公司依据《公司法》第七十四条的规定收购其股东的股权的,应当依法申请减少注册资本的变更登记。

第十三条 有限责任公司变更为股份有限公司时,折合的实收股本总额不得高于公司净资产额。有限责任公司变更为股份有限公司,为增加资本公开发行股份时,应当依法办理。

第十四条 股东出资额或者发起人认购股份、出资时间及方式由公司章程规定。发生变化的,应当修改公司章程并向公司登记机关依法申请办理公司章程或者公司章程修正案备案。

第十五条 法律、行政法规以及国务院决定规定公司注册资本实缴的公司虚报注册资本,取得公司登记的,由公司登记机关依照《公司登记管理条例》的相关规定予以处理。

第十六条 法律、行政法规以及国务院决定规定公司注册资本实缴的,其股东或者发起人虚

会社の登録資本が変化する場合、会社定款を修正し、会社登記機関で法に従って変更登記を行わなければならない。

第十条 会社が登録資本を増加させるときは、有限責任会社の株主が増資払込を引き受けた出資と株式有限会社の株主が購入を引き受けた新株は、それぞれ「会社法」の有限責任会社と株式有限会社の出資払込と株式払込の関連規定に従って執行しなければならない。株式有限会社が公開発行新株方式あるいは上場会社が非公開発行新株方式で登録資本を増加させる場合は、さらに国务院証券監督管理機構の批准文書を提出しなければならない。

第十一条 会社が登録資本を減少させるときは、会社法が規定する手順に合致しなければならない。  
法律、行政法规および国务院の決定により会社の登録資本の最低限度額が定められているときは、減少後の登録資本は最低限度額を下回ってはならない。

第十二条 有限責任会社が会社法第七十四条の規定に従ってその株主の持分を購入する場合、法に従って登録資本を減少させる変更登記を申請しなければならない。

第十三条 有限責任会社が株式有限会社に変更するときには、対応する払込株式総額は会社の純資産額より高くしてはならない。有限責任会社が株式有限会社に変更し、増加資本について株式を公開発行するときは、法に従って取り扱わなければならない。

第十四条 株主出资额或いは発起人の購入引受持分、出資時期および方式は会社定款で決定する。変化が生じるときには、会社の定款を訂正し、会社登記機関に法に従って会社定款あるいは会社定款修正案備案を申請しなければならない。

第十五条 法律、行政法规および国务院決定が規定する会社登記資本払込を行った会社が虚偽の資本登記を行い、会社登記を取得した場合には、会社登記機関は「会社登記管理条例」の関連規定に従って処理を行う。

第十六条 法律、行政法规および国务院決定が規定する会社登記資本払込を行う場合、その株主あるいは発起人が虚

假出资，未交付作为出资的货币或者非货币财产的，由公司登记机关依照《公司登记管理条例》的相关规定予以处理。

第十七条 法律、行政法规以及国务院决定规定公司注册资本实缴的，其股东或者发起人在公司成立后抽逃其出资的，由公司登记机关依照《公司登记管理条例》的相关规定予以处理。

第十八条 公司注册资本发生变动，公司未按规定办理变更登记，由公司登记机关依照《公司登记管理条例》的相关规定予以处理。

第十九条 验资机构、资产评估机构出具虚假证明文件的，公司登记机关应当依照《公司登记管理条例》的相关规定予以处理。

第二十条 公司未按规定办理公司章程备案的，由公司登记机关依照《公司登记管理条例》的相关规定予以处理。

第二十一条 撤销公司变更登记涉及公司注册资本变动的，由公司登记机关恢复公司该次登记前的登记状态，并予以公示。  
对涉及变动内容不属于登记事项的，公司应当通过企业信用信息公示系统公示。

第二十二条 外商投资的公司注册资本的登记管理适用本规定，法律另有规定的除外。

第二十三条 本规定自2014年3月1日起施行。2005年12月27日国家工商行政管理总局公布的《公司注册资本登记管理规定》、2009年1月14日国家工商行政管理总局公布的《股权出质登记管理办法》、2011年11月23日国家工商行政管理总局公布的《公司债权转股权登记管理办法》同时废止。

偽の出資を行い、出資すべき貨幣あるいは非貨幣財産を出資しなかった場合には、会社登記機関は「会社登記管理条例」の関連規定に従って処理を行う。

第十七条 法律、行政法规および国务院決定が規定する会社登記資本払込を行う場合、その株主あるいは発起人が会社の設立後その出資分を持ち逃げした場合には、会社登記機関は「会社登記管理条例」の関連規定に従って処理を行う。

第十八条 会社登記資本に変動が発生し、会社が規定どおりに変更登記を行わなかった場合、会社登記機関は「会社登記管理条例」の関連規定に従って処理を行う。

第十九条 验资機構、資産評価機構が架空の証明文書を発行した場合、会社登記機関は「会社登記管理条例」の関連規定に従って処理を行う。

第二十条 会社が規定どおりに定款の備案を行わなかった場合、会社登記機関は「会社登記管理条例」の関連規定に従って処理を行う。

第二十一条 会社変更登記の取消が会社の登録資本の変動に関わるものである場合、会社登記機関は当該登記の前の登記状態に戻し、併せて公示を行う。  
登記事項に関連しない変動内容に関するものである場合、会社は企業信用情報公示システムで公示を行わねばならない。

第二十二条 外商投資による会社の登録資本の登記管理には本規定を適用する。適用に別に定めのある場合は除く。

第二十三条 本規定は2014年3月1日から施行する。2005年12月27日に国家工商行政管理総局が公布した「会社登録資本登記管理規定」、2009年1月14日国家工商行政管理総局が公布した「持分出資登記管理弁法」、2011年11月23日国家工商行政管理総局公布の「会社債権の持分転換登記管理弁法」は同時に廃止する。

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室  
上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大厦22階 照会先：森田直樹 TEL021-6888-1666 ext.4228